

運転中の視界を妨げていませんか？

～それ、乗車積載方法違反です！～

下記のように、運転席や助手席の窓に、

- カーテン、サンシェードを取り付ける
- ダッシュボードにぬいぐるみなどを置く

など、「運転中の視界を妨げる行為」は安全確認がおろそかになり、『乗車積載方法違反』に該当します！



道路交通法第55条第2項（乗車又は積載の方法）

車両の運転手は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

反則金 普通車 6千円 大型車 7千円 違反点数 1点

カーテン



サンシェード



ぬいぐるみなど



歩行者や自転車等の発見が遅れたりして、重大事故を引き起こす恐れがあります。

十分な視野を確保して、安全運転に心がけましょう。